

告 示

埼玉県選管告示第十九号

令和元年七月二十一日執行の参議院埼玉県選出議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和元年七月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

選挙長

埼玉県戸田市氷川町二丁目三番一号

細 田 徳 治

選挙長の職務を代理すべき者

埼玉県さいたま市北区日進町一丁目二〇四番地二

畠 山 清 彦